

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 26社
- ・主要な連結子会社の名称
アイ・ティー・エックス㈱
ITXコミュニケーションズ㈱
㈱アップビート
ニフティ㈱
ニフティライフスタイル㈱
ニフティ・セシール㈱
㈱ノジマステラススポーツクラブ
㈱ビジネスグラウンドワークス
AXN㈱
Courts Asia Ltd.
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.

㈱ITモバイルは、2021年4月1日付で、当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス㈱を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

㈱セシールビジネス&スタッフイングは、2021年7月1日付で、当社の連結子会社である㈱セシールを存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス㈱は、同社が運営するテレコム事業の内KDDI事業について、同じく当社の連結子会社であるITXコミュニケーションズ㈱（2021年8月5日付で㈱ノジマインフォテックから商号変更）に2021年10月1日付で吸収分割により承継いたしました。

当社は、2021年10月1日付で、AXN㈱の全株式を取得し、同社及びその子会社である他3社を連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった賽詩麗商貿（上海）有限公司は、株式の売却に伴い連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社であったシグニ㈱は、株式の売却に伴い連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 ㈱ハスコムモバイル

2021年6月1日付で、当社の役員がスルガ銀行㈱の役員を辞任したことから、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	12月31日
㈱ノジマステラススポーツクラブ	6月30日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の純資産の持分相当額を計上

ロ. 棚卸資産

商品

当社及び国内連結子会社は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、リサイクル商品（中古品）については売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

一部の国内連結子会社は、先入先出法による原価法

在外連結子会社は、主として加重平均法による低価法

番組勘定

当社の連結子会社であるAXN(株)は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社であるニフティ(株)及び(株)セシールは定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

国内連結子会社である(株)アップビート、アイ・ティー・エックス(株)及びITXコミュニケーションズ(株)は定額法

在外連結子会社であるCourts(Singapore) Pte. Ltd.、Courts(Malaysia) Sdn. Bhd. 及びPT Courts Retail Indonesiaは、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

契約関連無形資産 15年または16年

顧客関連無形資産 6年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
また在外子会社は主として相手先の財政状態を個別に判定して回収不能見込額を計上しております。
- ロ. ポイント引当金
顧客の来店等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金
一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく要支給額を計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針
外貨建取引の必要の範囲内で将来の為替変動によるリスク回避を目的として為替予約取引を行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累積を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
なお、一部の連結子会社は給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。
なお、一部の連結子会社は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年または6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑥ 収益及び費用の計上基準
当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する。
 - ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。
 - ステップ5：企業が履行義務の充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。
- 当社グループは、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行っており、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。
- また、インターネット事業によるネットワークサービスにおいて、主に一般消費者に対してインターネット接続サービス等の提供を行っており、契約者にサービスを提供するにつれて収益を認識しております。
- 当社グループのうち、デジタル家電専門店運営事業及び海外事業において、販売した商品に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足しているため、一定期間にわたり収益を認識しております。
- なお、デジタル家電専門店運営事業は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識しております。
- ⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間
発生年度から5年～20年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、主に以下の変更を行いました。

イ. 保証サービスの提供

販売した商品に対して別途の契約に基づく保証サービスを提供しております。従来は、販売商品保証引当金を計上し費用を認識しておりましたが、商品に対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別する方法に変更しております。

ロ. ポイントの提供

ポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用をポイント引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

ハ. 顧客に支払われる対価

キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は、入会促進引当金を計上し費用を認識しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

ニ. WEBコンテンツサービスの提供

WEBコンテンツサービスの提供に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

② 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の売上高は20,843百万円減少し、売上原価は2,298百万円減少し、販売費及び一般管理費は18,722百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ177百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,766百万円減少しております。

③ 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「入会促進引当金」及び「ポイント引当金」の一部と「固定負債」の「販売商品保証引当金」については、「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」（前連結会計年度2,678百万円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(企業結合により取得した無形資産及びのれん)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

のれん	19,263百万円
商標権	0百万円
契約関連無形資産	37,844百万円
顧客関連無形資産	661百万円
計	57,771百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、新たな地域や事業領域への進出、既存事業の強化等を図るため、M&A等を事業拡大手法の1つとして考えております。

企業結合により取得した無形資産及びのれんは、支配獲得日における時価で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産及びのれんは、見積将来キャッシュ・フローや割引率、既存顧客の遁減率等の仮定に基づいて測定しています。

また、無形資産及びのれんが減損の兆候を有するかを判断する際に、将来のキャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、見積将来キャッシュ・フローは、将来の売上成長率等の仮定に基づいて測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類の企業結合により取得した無形資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(当社グループにおける店舗等の固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上した金額

建物および構築物	274百万円
器具備品	82百万円
その他	17百万円
計	375百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループはデジタル家電専門店運営事業、キャリアショップ運営事業、インターネット事業、海外事業、その他事業を営むために、店舗設備や管理システム、のれんや契約関連無形資産等を保有しております。主なものとして、デジタル家電専門店運営事業の固定資産を17,236百万円計上しております。

各資産または資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、「6. 連結損益計算書に関する注記 (3) 減損損失」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失375百万円を認識しています。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき、各資産グループの現在の使用状況等を合理的に判断し、算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

36,575百万円

- (2) コミットメントライン等

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠 50,850百万円

借入実行残高 613百万円

差引借入未実行残高 50,237百万円

- (3) 「リース資産」は、国際財務報告基準を適用している子会社が計上している使用権資産（16,690百万円）を含めて表示しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

561,678百万円

- (2) 関係会社株式売却益

当社の連結子会社であるシグニ株式会社の株式を売却したものであります。

- (3) 減損損失

場所 店舗（神奈川県、東京都、静岡県他）

用途 店舗設備等

種類 建物及び構築物、器具備品等

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失375百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物274百万円、器具備品82百万円並びにその他17百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しており、また、正味売却価額により測定する場合は、不動産鑑定評価額等を基礎として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	51,289	—	—	51,289
合計	51,289	—	—	51,289
自己株式				
普通株式	1,692	883	563	2,011
E S O P 信託口が 保有する普通株式	267	—	267	—
合計	1,959	883	831	2,011

(注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、自己株式の取得（株式数883,000株）及び単元未満株式の買取（株式数36株）によるものであります。また、当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年5月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額 1,190百万円

・ 1株当たり配当額 24円

・ 基準日 2021年3月31日

・ 効力発生日 2021年6月3日

ロ. 2021年10月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額 1,196百万円

・ 1株当たり配当額 24円

・ 基準日 2021年9月30日

・ 効力発生日 2021年12月7日

(注) 2021年5月6日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。また、2021年10月28日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年5月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額 1,281百万円

・ 1株当たり配当額 26円

・ 基準日 2022年3月31日

・ 効力発生日 2022年6月3日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第15回新株予約権

普通株式 665千株

第16回新株予約権

普通株式 1,072千株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、新たな地域や事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資計画及び店舗展開のための設備投資計画に基づく資金計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

社債は、資金調達手段を多様化し、財務の柔軟性を向上させることを目的としたものであります。

借入金は、主にアイ・ティー・エックス㈱（合併消滅前）の株式取得を目的としたものと、店舗展開のための設備投資を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループ各社の与信管理規程等に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	69,063		
貸倒引当金 (注) 1	△940		
	68,123	68,116	△6
(2) 投資有価証券	898	898	—
(3) 敷金及び保証金	14,702	14,443	△259
資産計	83,724	83,459	△265
(1) 社債	5,000	4,999	△0
(2) 長期借入金 (1年内返済 予定のものを含む)	17,298	17,303	5
(3) リース債務 (流動負債及 び固定負債)	18,246	17,960	△286
負債計	40,544	40,262	△281

(注) 1. 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 「現金及び預金」、「未収入金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は525百万円であります。

4. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	995

5. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	31,007	—	—	—
売掛金	63,511	5,551	—	—
未収入金	7,406	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
合同運用指定金銭信託	10,000	—	—	—
コマーシャルペーパー	9,997	—	—	—
合計	121,923	5,551	—	—

6. 長期借入金、その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,616	—	—	—
長期借入金	8,224	9,074	—	—
社債	5,000	—	—	—
合計	14,840	9,074	—	—

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	898	—	—	—
資産計	898	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	68,116	—	—
敷金及び保証金	—	14,443	—	—
資産計	—	82,560	—	—
社債	—	4,999	—	—
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	—	17,303	—	—
リース債務	—	17,960	—	—
負債計	—	40,262	—	—

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については相場価格を用いて評価しております。また活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1に分類しております。

売掛金

売掛金については、債権額、契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、契約期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

社債

社債については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

リース債務

リース債務については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は322百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

なお、賃貸用の不動産の一部につきましては、当社及び在外子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は154百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額				連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,567	△37	2,529	2,731
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	9,710	7,414	17,125	19,381

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価値を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
3. 当連結会計年度の主な増加は固定資産の取得、主な減少は減価償却によるものであります。

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	デジタル 家電専門店 運営事業	キャリア ショップ 運営事業	インター ネット事業	海外事業	計		
家電等販売	182,132	-	26,646	37,271	246,050	7,345	253,396
携帯電話等販売	66,504	187,722	-	3,472	257,699	-	257,699
ネットワーク サービス	-	-	40,991	-	40,991	-	40,991
その他	489	-	4,318	2,092	6,901	2,690	9,591
顧客との契約から 生じる収益	249,127	187,722	71,956	42,836	551,643	10,035	561,678
その他の収益	777	-	-	168	946	2,364	3,310
外部顧客への売上高	249,905	187,722	71,956	43,005	552,589	12,399	564,989

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モール事業、スポーツ事業、研修事業、メガソーラー事業、動物医療事業及び有料衛星放送事業等を含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行っており、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、インターネット事業によるネットワークサービスにおいて、主に一般消費者に対してインターネット接続サービス等の提供を行っており、契約者にサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

当社グループのうち、デジタル家電専門店運営事業及び海外事業において、販売した商品に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足しているため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、デジタル家電専門店運営事業は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識しております。

また、インターネット事業においてWEBコンテンツサービスの提供を行っており、そのサービスの提供における役割を代理人と判断し、純額で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	70,707
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	69,063
契約負債（期首残高）	15,256
契約負債（期末残高）	16,447
長期前受収益（期首残高）	2,667
長期前受収益（期末残高）	2,664

契約負債は、主に保証サービスとポイントの提供に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、8,698百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	4,944
1年超2年以内	4,069
2年超3年以内	2,968
3年超	4,752
合計	16,736

なお、当社は実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,761円22銭
(2) 1株当たり当期純利益 522円89銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております(当連結会計年度129千株)。

12. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 AXN株式会社及びその子会社である他3社

事業の内容 衛星放送チャンネル「AXN」、「AXNミステリー」による、海外ドラマ、ミステリードラマを中心とした有料衛星放送事業の運営

② 企業結合を行った主な理由

当社グループの、デジタル家電専門店の運営事業、キャリアショップ事業、インターネット事業、通信販売事業、海外事業等に、今回、衛星放送事業を加えることで、今までになかったコンテンツを融合させることにより新しくより充実した優良なサービスをご提案することを通じ、当社グループの企業価値の向上と事業領域の拡大に貢献すると判断したことによります。

③ 企業結合日

2021年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

連結業績につきましては、2021年10月1日から2022年3月31日までの業績を当連結会計年度に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

守秘義務契約により非開示とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内訳と金額

アドバイザー費用等 60百万円

(5) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生した負ののれんの金額

187百万円

② 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	4,411百万円
固定資産	39百万円
資産合計	4,451百万円
流動負債	1,607百万円
固定負債	57百万円
負債合計	1,665百万円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス㈱ (以下ITX㈱とする。)のKDD I事業

事業の内容 a u ショッピング運営を中心とした情報通信サービス事業

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

ITX㈱ (当社の連結子会社) を分割会社、ITXコミュニケーションズ㈱ (以下ITXC㈱とする。) (当社の連結子会社) を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

分割会社: アイ・ティー・エックス株式会社

承継会社: ITXコミュニケーションズ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社はグループ会社においてデジタル家電専門店運営事業、キャリアショッピング運営事業、及びインターネット事業等を展開しており、キャリアショッピング事業はITX㈱においてドコモ事業及びKDD I事業を主力として運営をしております。今回、ITXC㈱にITX㈱のKDD I事業を承継することにより、ITX㈱はドコモ事業、ITXC㈱はKDD I事業に特化した事業形態での運営を行うことで、両社がより各キャリアの戦略や連携強化を図ることが可能となります。また、両社においてはより迅速な経営判断ができる体制となることで、相互に事業の収益力を高めながら成長させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

13. 追加情報

(財務制限条項)

(1) 当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス㈱が、アイ・ティー・エックス㈱ (合併消滅前) の株式取得資金及びアイ・ティー・エックス㈱の運転資金を調達するために締結した金銭消費貸借契約 (2014年12月24日付締結) を、有利子負債の削減による財務体質の強化を目的として2018年3月27日及び2021年3月29日付にてリファイナンス (借換) し、金銭消費貸借契約を締結しております。このリファイナンス後の契約には、次の財務制限条項が付されております。

① 2022年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2021年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2022年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2023年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額		16,200百万円
借入残高	1年内返済予定の長期借入金	5,400百万円
	長期借入金	5,400百万円

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「本制度」という。)を2020年5月より導入しておりましたが、2022年1月をもって終了したことに伴い、2022年3月15日開催の取締役会において再導入することを決議し、2022年3月31日に導入しております。本制度では、「ネクス社員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する従業員持株E S O P信託口が、2022年4月から2024年2月(予定)にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

なお、当連結会計年度末における信託に残存する自社の株式及び総額法の適用により計上された借入金はありません。

14. 重要な後発事象

(ストック・オプション)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、2022年5月6日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、2022年6月17日開催予定の当社第60回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

(2) 新株予約権発行の要領

① 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,800千株を上限とする。

ただし、下記③に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、18,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。))は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。))後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。))又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。))を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

④ 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。))に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が

成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、割当日以降、次の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- イ. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ロ. 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ハ. 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

- イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社は、新株予約権者が上記⑦に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑩ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額からイ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑩ 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「②新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記⑤ハ. に従って定める調整後行使価額に、上記ハ. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ. 新株予約権を行使することができる期間
上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「⑩新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - チ. 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「⑧新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- ⑪ 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- (注) 上記の内容については、2022年6月17日開催予定の当社第60回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されること、及び当社第60回定時株主総会後に開催される報酬委員会において「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する件」が承認可決されることを条件といたします。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	93,291	流動負債	64,465
現金及び預金	7,705	買掛金	25,708
売掛金	22,443	短期借入金	500
有価証券	19,997	1年内返済予定の長期借入金	1,800
商品及び製品	34,598	1年内償還予定の社債	5,000
原材料及び貯蔵品	136	未払金	4,735
前払費用	1,059	未払法人税等	4,516
未収入金	6,799	未払消費税等	1,121
その他	550	未払費用	321
貸倒引当金	△2	前受金	5,021
固定資産	105,109	前受収益	4,871
有形固定資産	31,091	預り金	3,704
建物	15,278	契約負債	6,804
構築物	1,129	ポイント引当金	359
機械装置	270	固定負債	19,900
車両運搬具	125	長期借入金	2,100
器具備品	1,920	契約負債	9,312
土地	12,208	退職給付引当金	5,725
建設仮勘定	158	役員退職慰労引当金	177
無形固定資産	1,306	預り保証金	2,161
ソフトウェア	951	資産除去債務	293
その他	355	その他	130
投資その他の資産	72,711	負債合計	84,365
投資有価証券	1,023	純 資 産 の 部	
関係会社株式	53,320	株主資本	111,271
破産更生債権等	12	資本金	6,330
長期前払費用	204	資本剰余金	5,245
繰延税金資産	7,809	資本準備金	5,245
敷金及び保証金	10,202	利益剰余金	104,916
保険積立金	22	利益準備金	80
その他	128	その他利益剰余金	104,835
貸倒引当金	△12	土地圧縮積立金	144
資産合計	198,401	固定資産圧縮積立金	46
		別途積立金	97
		繰越利益剰余金	104,548
		自己株式	△5,221
		評価・換算差額等	207
		その他有価証券評価差額金	207
		新株予約権	2,557
		純資産合計	114,035
		負債・純資産合計	198,401

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		269,349
売上原価		186,239
売上総利益		83,109
販売費及び一般管理費		63,594
営業利益		19,514
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,947	
仕入割引	2,012	
雑収入	968	10,927
営業外費用		
支払利息	78	
社債利息	48	
寄付金	214	
支払手数料	26	
雑損失	168	536
経常利益		29,906
特別利益		
関係会社株式売却益	6,694	
新株予約権戻入益	171	
固定資産売却益	13	6,878
特別損失		
投資有価証券売却損	2,791	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	316	3,108
税引前当期純利益		33,676
法人税、住民税及び事業税	6,751	
法人税等調整額	1,335	8,087
当期純利益		25,588

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金			
					土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	6,330	5,245	45	80	144	48	97	85,685
会計方針の変更による累積的影響額								△4,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,330	5,245	45	80	144	48	97	81,626
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2
剰 余 金 の 配 当								△2,386
当 期 純 利 益								25,588
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△328					
利益剰余金から資本剰余金への振替			282					△282
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	△45	-	-	△2	-	22,921
当 期 末 残 高	6,330	5,245	-	80	144	46	97	104,548

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△5,121	92,555	284	284	2,265	95,105
会計方針の変更による累積的影響額		△4,059				△4,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,121	88,496	284	284	2,265	91,046
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰 余 金 の 配 当		△2,386				△2,386
当 期 純 利 益		25,588				25,588
自 己 株 式 の 取 得	△2,246	△2,246				△2,246
自 己 株 式 の 処 分	2,147	1,819				1,819
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△77	△77	291	213
事業年度中の変動額合計	△99	22,774	△77	△77	291	22,988
当 期 末 残 高	△5,221	111,271	207	207	2,557	114,035

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
 - ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法)

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合の純資産の持分相当額を計上

- ③ 棚卸資産
 - ・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～47年
構築物	10年～15年
機械装置	17年
車両運搬具	2年～6年
器具備品	2年～15年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	5年
--------	----

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金

顧客の来店等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ④ 役員退職慰労引当金

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しております。

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行っており、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、当社は販売した商品に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足しているため、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、主に以下の変更を行いました。

イ. 保証サービスの提供

販売した商品に対して別途の契約に基づく保証サービスを提供しております。従来は、販売商品保証引当金を計上し費用を認識しておりましたが、商品に対する保証が合意された仕様に従って意図したとおり機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別する方法に変更しております。

ロ. ポイントの提供

ポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用をポイント引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

② 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の売上高は19,890百万円減少し、売上原価は1,628百万円減少し、販売費及び一般管理費は18,455百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ194百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,059百万円減少しております。

③ 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「入会促進引当金」及び「ポイント引当金」の一部と「固定負債」の「販売商品保証引当金」については、「契約負債」に含めて表示しております。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」の適用
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(当社における店舗等の固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物および構築物	242百万円
器具備品	73百万円
その他	0百万円
計	316百万円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(当社グループにおける店舗等の固定資産の減損)」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

24,126百万円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	990百万円
② 長期金銭債権	12百万円
③ 短期金銭債務	2,731百万円
④ 長期金銭債務	9百万円

- (3) コミットメントライン等

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	36,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引借入未実行残高	36,000百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 売上高	1,538百万円
② 仕入高	31百万円
③ 販売費及び一般管理費	△449百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高 7,801百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	1,692	883	563	2,011
E S O P 信託口が保有する普通株式	267	—	267	—
合計	1,959	883	831	2,011

- (注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、自己株式の取得（株式数883,000株）及び単元未満株式の買取（株式数36株）によるものであります。
2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使によるものであります。
3. E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
退職給付に係る負債	1,746
役員退職慰労引当金	54
投資有価証券評価損	68
未払事業税	172
商品評価損	499
契約負債	3,441
ポイント引当金	109
未払事業所税	50
仕入割戻繰延	52
減損損失	1,094
前受収益	1,403
関係会社株式評価損	50
その他	1,078
繰延税金資産小計	9,822
評価性引当額	△1,796
繰延税金資産合計	8,025
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	84
土地圧縮積立金	63
固定資産圧縮積立金	20
その他	48
繰延税金負債合計	216
繰延税金資産純額	7,809

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
評価性引当額の増減	△0.1%
住民税均等割額	0.5%
所得拡大促進税制特別控除	△0.8%
交際費等永久に損金不算入の項目	0.1%
受取配当金等永久に益金不算入の項目	△7.1%
新株予約権	0.3%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.0%

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニフティ㈱	直接 100	役員兼任	受取配当金	4,000	-	-

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	野島 廣司	直接 2.7	当社取締役兼 代表執行役社 長	ストック・ オプション の権利行使 (注) 1	162 (120,000株)	-	-
役員	野島 亮司	直接 0.2	当社取締役兼 代表執行役副 社長	ストック・ オプション の権利行使 (注) 1	106 (76,800株)	-	-
				資金の貸付 (注) 2	82	-	-
				資金の回収 (注) 2	82	-	-
				自己株式の 取得 (注) 3	154	-	-

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	温盛 元	直接 0.1	当社取締役兼 常務執行役	ストック・ オプション の権利行使 (注) 1	11 (8,800株)	-	-
				資金の貸付 (注) 2	11	-	-
				資金の回収 (注) 2	11	-	-
役員	大嶽 友洋	直接 0.0	当社執行役	ストック・ オプション の権利行使 (注) 1	13 (10,000株)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2016年6月23日、2017年6月16日及び2018年6月15日開催の定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使であります。
2. 資金の貸付については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。なお、資金の貸付と回収は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 自己株式の取得については、2021年2月16日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月12日に自己株式立会外買付取引（ToSINet-3）により取得しており、取得価格は取引前日である2021年8月11日の終値によるものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,262円23銭
(2) 1株当たり当期純利益 517円34銭

(注) また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。(当事業年度129千株)

12. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

13. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

14. 重要な後発事象

(ストック・オプション)
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西川 福之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前川 邦夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係のうえ、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 平本和生 ㊞

監査委員 高見和徳 ㊞

監査委員 堀内文子 ㊞

(注) 監査委員 平本和生、高見和徳及び堀内文子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上